公益財団法人　永光墓園

令和４年度　事業計画書

Ⅰ　事業方針

1. 事業の方針

当法人は、事業の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

福岡中央霊園及び不知火霊園において、墓地の設置及び管理運営を行い、墓地の提供及び祭祀を通じて崇祖の念を高め、国民の福祉の向上に寄与する。

□公益目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

①無縁の霊の祭祀

②墓地、永代供養墓の設置、貸与

③墓地の管理運営

④その他当法人の目的を達成するために必要な事業

□公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業を行う。

①墓石関連事業

②祭祀用品の販売事業

③その他公益目的事業の推進に資する事業

④お墓清掃サービス

⑤お墓のお参りサービス

⑥献茶サービス

(1) 公益目的事業の展開

霊園事業については利便性を重視し、利用者が満足できる霊園を目標とし、適正な事業運営を展開いたします。

また、今後の墓地需要に対応すべく、霊園の施設または運用体制で必要となる課題等も検討し、霊園事業の今後の展開につなげて参ります。

(2) 公益財源の確保

当法人は、公益財源を安定的かつ継続的に確保するために、墓地利用者を対象として墓石販売等の収益事業を実施します。また、祭祀に関連して必要な花筒、線香等の祭祀用品を販売します。

なお、財産の運用益は、関係法令に従い公益事業並びに法人運営の財源として充当します。

Ⅱ　事業計画

1.公益目的事業

(1) 墓地、永代供養墓の貸与

①・墓地の提供

当事業年度は、主に規格墓地(1 ㎡~3 ㎡)、樹木葬、不知火御廟を中心に全般的な拡販により一掃の取り組みを行います。

完成墓地 53 基、自由墓地 15 基を提供することを目標として、不特定多数の人々に対して墓所の提供を行います。

当事業年度の計画については、現下の経済情勢を受けて引き続き厳しい状況が見込まれることもあり、次のとおり計画を見込んであります。

【令和 4 年度計画】

（福岡中央霊園）		（不知火霊園）		（計）
規格完成墓地	42 基	規格完成墓地	11 基	53 基
自由墓地	11 基	自由墓地	4 基	15 基
			合計	68 基

②永代供養墓及び期限付供養墓の提供

我が国の墓地需要におきましては、核家族化や少子高齢化により墓地の承継が困難な利用者も増加しており、埋葬等に対する意識の多様化が進んでいると思われます。すなわち、承継者のいない無縁の墓地に対しての潜在的な需要はあるものと推測されます。

このような観点から、無縁仏の永代供養を目的として、承継者のいない人々を対象とした永代供養墓を福岡中央霊園内に設置、期限付供養墓を不知火霊園内に設置しております。

当事業年度も、引き続き納骨壇の提供を行います。

【令和 4 年度計画】

百合	5 壇	菊	5 壇	合計	10 壇
4 人迄用	8 壇	1 人用	4 壇	合計	12 壇

(2) 墓地の管理

①・霊園事務

墓地利用者等に対する公共的サービスとして、埋蔵、納骨、名義変更並びに使用許可書発行等の手続きを行います。

また、霊園の整備等に係る原資として管理料の徴収事務を実施致します。

②霊園の維持、整備

利用者が墓地としての利用だけでなく、墓参に合わせて散策や休憩等の場として

利用できるとともに、環境の改善にも役立つことを目的として霊園内の清掃、樹木芝生の手入れ、除草、緑地及び各施設の維持管理を行い、霊園内の環境美化の向上並びに緑化整備を図ります。

③合同供養の実施

お盆並びに春の彼岸時に、年２回の合同供養を行います。

また、墓地利用者等が祭祀のために必要な場合は、礼拝堂を貸与します。

④墓地に関する相談及び情報提供

墓地利用者のために、墓地使用料、管理料、事務手続及び法要等に係る相談を受け、その対応に努めます。

また、新聞に広告を掲載するとともに、引続きインターネットに霊園の情報を掲載し、墓地の利用を促進します。

2.墓石関連事業等（収 1）

（1）墓石関連事業

①墓石販売・彫刻

公益目的事業の推進に資するため、当事業年度も引き続き、墓地使用者を対象として墓石の販売に注力致します。

また、墓地使用者の依頼により墓石への彫刻を提供します。

（2）祭祀用品の販売事業

墓参者を対象として霊園内においては、当法人及び外部業者に協力を仰ぎ、供花、線香等の祭祀に必要な物品を販売致します。

（3）控室・休憩施設（無憂庵）の貸与

墓地利用者等の祭祀または法事等に関連して、必要な場合に控室・休憩施設を貸与致します。

3. サービス事業（収 2）

（1）　お墓参りサービス

お墓参りに来られない方にお墓の状況のお知らせ等を行うサービスを実施します。

（2）　お墓清掃サービス

お墓参りに来られない方にお墓の清掃等を行うサービスを実施します。

4. 運営その他

（1）情報開示体制の充実

引き続き、情報開示体制を充実するとともに情報管理の適正化を図って参ります。

(2) 評議員会及び理事会の開催

当事業年度は、５月に第 1 回目の業務報告、決算承認の理事会、６月には評議員会を開催するとともに、来年３月に第２回目の令和５年度の事業計画並びに予算についての理事会を開催します。

以上